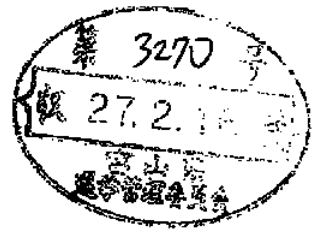
（その１）

収　支　報　告　書（平成２６年分）



（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）　せつどうかい

１政治団体の名称　摂　堂　会

２主たる事務所の所在地　氷見市北大町３－５

３代表者の氏名　堂　故　　茂

４会計責任者の氏名　谷　野　光　一

事務担当者の氏名

中村　久美子

（電話）　０７６６－７４－３２１７

（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類	参議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	堂故　茂

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	堂故　茂
公職の種類	参議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間
平成　２６　年　１　月　１　日から
平成　２６　年１２　月　３１　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　２６　年　１　月　１　日から
平成　２６　年　１２　月　３１　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　　入　　総　　額	2,481,093 円
（前年からの繰越額）	121,025
（本年の収入額）	2,360,068
支　　出　　総　　額	1,402,126
翌 年 へ の 繰 越 額	1,078,967

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	0 円
員　　数	0 人

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　考
（ア）個人からの寄附	2,360,000 円	
（うち特定寄附）	（ 0 ）	
（イ）法人その他の団体からの寄附	0	
（ウ）政治団体からの寄附	0	
小計　（ア）＋（イ）＋（ウ）	2,360,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	（ 0 ）	
イ　政党匿名寄附	0	
合計（ア＋イ）	2,360,000	

（その６）

（６）その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
	円	
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	68	
合　　計	68	

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
竹越　　襄	30,000	H26.1.15	金沢市諸江町２０－１４	会社役員	
洲崎　珠江	30,000	H26.1.17	氷見市北大町１０－４	自営業	
若林　留雄	5,000	H26.1.20	氷見市大野５１３	農業	
前田　幸夫	10,000	H26.1.24	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
木津　裕	10,000	H26.1.31	高岡市千石町７－１０	会社役員	
串田　伸男	30,000	H26.2.3	射水市小杉白石５６７－２	会社役員	
杉山　義継	10,000	H26.2.5	射水市三ケ３２７０	会社役員	
石坂　兼人	30,000	H26.2.7	富山市神通町２－３－１０	会社役員	
新田　八朗	30,000	H26.2.10	富山市千石町５－７－１１	会社役員	
杉沢　次郎	10,000	H26.2.10	射水市三ケ３２６６	会社役員	
堀　　仁志	30,000	H26.2.10	富山市大町８５－６	会社役員	
木戸　博志	30,000	H26.2.14	氷見市一刎１０５３	会社役員	
牧田　和樹	30,000	H26.2.17	富山市大泉中部８－２０	会社役員	
若林　留雄	5,000	H26.2.20	氷見市大野５１３	農業	
塩井　実	30,000	H26.2.24	射水市小杉町三ケ１３８９	会社役員	
この頁の小計	320,000				
その他の寄附	0				
合　　計	0				

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
	円				
前田　幸夫	10,000	H26.2.25	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
木戸　繁夫	30,000	H26.2.25	東京都東村山市恩多町3-1-4	会社役員	
塩井　保彦	30,000	H26.2.26	富山市安野屋町1丁目５－１２	会社役員	
梶　　義明	30,000	H26.2.28	氷見市朝日本町２５－８	会社役員	
清水　正司	30,000	H26.2.28	富山市磯部町１－９－２２	会社役員	
浦山　哲郎	30,000	H26.3.3	射水市三ケ５６８－８	会社役員	
船場　健治	30,000	H26.3.17	氷見市十二町４３１	会社役員	
若林　留雄	5,000	H26.3.20	氷見市大野５１３	農業	
前田　幸夫	10,000	H26.3.24	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
豆本　義弘	30,000	H26.3.25	高岡市二塚７２２	会社役員	
道賀　匡	30,000	H26.4.3	氷見市幸町５－３	会社役員	
加治　秀夫	60,000	H26.4.16	射水市中新湊２２－１５	会社役員	
若林　留雄	5,000	H26.4.18	氷見市大野５１３	農業	
長谷川　達雄	30,000	H26.4.21	富山市中央通り１－１－８	会社役員	
尾山　春枝	100,000	H26.4.23	射水市放生津町１７－１０	会社役員	
この頁の小計	460,000				
その他の寄附	0				
合計	0				

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
前田　幸夫	10,000	H26.4.30	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
久保　義弘	30,000	H26.5.2	氷見市余川２８１	農業	
若林　留雄	5,000	H26.5.20	氷見市大野５１３	会社役員	
前田　幸夫	10,000	H26.5.23	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
吉田　耕己	30,000	H26.5.27	高岡市二上２７７５	会社役員	
若林　留雄	5,000	H26.6.20	氷見市大野５１３	農業	
森本　太郎	240,000	H26.6.30	氷見市北大町２－３３	会社役員	
伏脇　忠昭	30,000	H26.7.3	東京都西東京市栄町１－１－２３	会社役員	
前田　幸夫	10,000	H26.7.4	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
山口　正志	30,000	H26.7.4	高岡市中川本町２－９	会社役員	
若林　留雄	5,000	H26.7.18	氷見市大野５１３	農業	
前田　幸夫	10,000	H26.7.25	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
大谷　壽一	30,000	H26.7.31	西宮市菩楽園三番町１５－３０	会社役員	
谷口　英樹	30,000	H26.7.31	富山市東町３－３－１４	会社役員	
松郷　英世	30,000	H26.7.31	射水市串田６３８５	会社役員	
この頁の小計	505,000				
その他の寄附	0				
合計	0				

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
若林　留雄	5,000	H26.8.20	氷見市大野５１３	農業	
前田　幸夫	10,000	H26.8.25	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
八田　正人	30,000	H26.8.29	高岡市荒屋敷３５６	会社役員	
若林　留雄	5,000	H26.9.19	氷見市大野５１３	会社役員	
前田　幸夫	10,000	H26.9.29	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
松井　秀昭	30,000	H26.10.10	富山市日方江２１８	会社役員	
若林　留雄	5,000	H26.10.20	氷見市大野５１３	農業	
前田　幸夫	10,000	H26.10.28	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
渡辺　隆	10,000	H26.11.11	射水市二口７９５	会社役員	
若林　留雄	5,000	H26.11.20	氷見市大野５１３	会社役員	
田邊　ゆかり	30,000	H26.11.25	砺波市柳瀬１０３９－９	会社役員	
前田　幸夫	10,000	H26.11.28	氷見市触坂３１９－１	会社役員	
平木　柳太郎	30,000	H26.12.15	富山市藤木１２４４－８	会社役員	
浅岡　弘彦	30,000	H26.12.15	富山市平吹町２－１４	自営業	
永森　直人	30,000	H26.12.15	射水市三ケ2535番地6	議員	
この頁の小計	250,000				
その他の寄附	0				
合計	0				

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
	円				
奥野　詠子	30,000	H26.12.15	富山市今泉30番地1メゾン今泉202号	フリーライター	
藤井　裕久	30,000	H26.12.15	富山市婦中町千里９８２	会社役員	
瘧師　富士夫	30,000	H26.12.15	砺波市鷹栖１２６０	会社役員	
向　栄一朗	30,000	H26.12.15	高岡市伏木国分一丁目５－３	会社役員	
武田　慎一	30,000	H26.12.15	南砺市福光１５４３	自営業	
筱岡　貞郎	30,000	H26.12.15	小矢部市水島９０２	会社役員	
山本　徹	30,000	H26.12.15	高岡市扇町一丁目１－２３	会社役員	
井村　昭彦	30,000	H26.12.15	高岡市福岡町下蓑２３２７	会社役員	
神田　真邦	30,000	H26.12.15	滑川市中川原１２１	会社役員	
矢後　肇	30,000	H26.12.15	高岡市醍醐940番地３	会社役員	
宮本　光明	30,000	H26.12.15	富山市八尾町平沢３８１	会社役員	
渡辺　守人	30,000	H26.12.15	高岡市末広町３－４７	会社役員	
五十嵐　務	30,000	H26.12.15	富山市中島二丁目１－１５	会社役員	
高野　行雄	30,000	H26.12.15	魚津市大字大海寺野村５９９２	会社役員	
稗苗　清吉	30,000	H26.12.15	魚津市稗畠２３７５	会社役員	
この頁の小計	450,000				
その他の寄附	0				
合計	0				

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
上田　英俊	30,000	H26.12.15	下新川郡入善町入膳５５３５	議員	
中川　忠昭	30,000	H26.12.15	富山市中川原３６８	会社役員	
大野　久芳	30,000	H26.12.15	黒部市生地246番地１	自営業	
横山　栄	30,000	H26.12.15	黒部市石田９７５	会社役員	
山辺　美嗣	30,000	H26.12.15	南砺市やかた２８５	議員	
杉本　正	30,000	H26.12.15	富山市東岩瀬村９３	議員	
高平　公嗣	30,000	H26.12.15	中新川郡立山町高原八ツ屋１６１	会社役員	
坂田　光文	30,000	H26.12.15	富山市中大久保32番地１０	会社役員	
鹿熊　正一	30,000	H26.12.15	下新川郡朝日町殿町１４９５	会社役員	
梶　敬信	30,000	H26.12.15	氷見市丸の内１４－１９	団体役員	
四方　正治	30,000	H26.12.15	射水市八幡町一丁目８－１６	会社役員	
米原　蕃	30,000	H26.12.15	砺波市中村４６番地１	会社役員	
若林　留雄	5,000	H26.12.19	氷見市大野５１３	農業	
前田　幸夫	10,000	H26.12.26	氷見市触坂３１９－１	会社役員	

この頁の小計	405,000
その他の寄附	0
合計	2,360,000

（その１３）

３　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
１　経　常　経　費	円	
(1)人　　件　　費	0	
(2)光　熱　水　費	0	
(3)備品・消耗品費	56,478	
(4)事　務　所　費	45,648	
小　　計	102,126	
２　政治活動費		
(1)組織活動費	0	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア機関紙誌の発行事業費	0	
イ宣伝事業費	0	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4)調査研究費	0	
(5)寄附・交付金	1,300,000	
(6)その他の経費	0	
小　　計	1,300,000	
合　　計	1,402,126	

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
会印作製代	円 22,000	H26.2.27	印章ゴム印　横山印房	氷見市伊勢大町1-4-27	
事務用消耗品代	15,540	H26.6.16	洲崎商会	氷見市北大町１０－４	
この頁の小計	37,540				
その他の支出	18,938				
合　　計	56,478				

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
雑費・会計監査報酬	円 10,500	H26.2.17	坂口税理士事務所	高岡市荻布６０２－３	
通信費・はがき代	10,400	H26.7.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関１－３－２	
この頁の小計	20,900				
その他の支出	24,748				
合　　計	45,648				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金（　寄附金　）	
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
寄附金	円 600,000	H26.4.1	堂故茂後援会	氷見市北大町３－５	
寄附金	500,000	H26.7.2	堂故茂後援会	氷見市北大町３－５	
寄附金	200,000	H26.9.1	堂故茂後援会	氷見市北大町３－５	
この頁の小計	1,300,000				
その他の支出	0				
合　　計	1,300,000				

（その１７）

資産等の状況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

２　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年2月16日

政治団体の名称　　摂　堂　会

会計責任者の氏名　　谷　野　光　一　　谷野印

※代表者の氏名　　㊞

（備考）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

政治資金監査報告書

平成２７年２月９日

摂　堂　会

代表　堂故　茂　殿

登録政治資金監査人　坂口　正　印

登　録　番　号　　第２３００号

研修修了年月日　平成２１年５月２５日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、摂堂会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、摂堂会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

摂堂会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、摂堂会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上